

徳川實紀資料

二

特別
45
3072
3

共十二



門印每5
3.072
子



正德六年



一 今度南地之凶變也聞之江成以天下一統之奉
 絕言語而後也度以去共泐相續早來也極是
 又一統奉安堵涉義也度以私義志也好知通
 文昭院掾泐代也微辟之者也成度之涉成
 也將別而也踐多奉好也抱共天命不及是非
 也事也也改也以上天下得長君君受泐與
 泐之夏日以群臣等作也奉也也改也
 國家永祚也泐奉也奉奉昆也成也度也也今

二九之流成法度少や十日林大寺以法為下
海濱所聞法柱由中少代良事進法及付義の
事天下の學風は法柱の事との思ふに成
少く与を好ん才一候素く 沖生付の華
簾之事は法成の何事く成と好
人紀別所部は法成の何事く急法成は沖生
法柱馬車共法成二階の紙帳は法成と法成
は紙帳の法成何事く何事く法成は法成
紙帳事と法成の廣屋中より紙帳は法成

暑氣致被義の法成は法成は 沖生法柱の
故帳法成は法成は法成は法成は法成は
法成は法成は法成は法成は法成は法成は
沖生は法成は法成は法成は法成は法成は
情と 沖生法成は法成は法成は法成は法成は
人法成は法成は法成は法成は法成は法成は
と中より法成は法成は法成は法成は法成は
法成は法成は法成は法成は法成は法成は
法成は法成は法成は法成は法成は法成は
法成は法成は法成は法成は法成は法成は

一 唯今廣為宰庭禁苑者其人少言廢
身田獄者人少言止也一 沙汰水山可
令尸山改去左根為山改而變山性去人其宰
之其有之者一 其好由尸山去人其人者
尸也一 其言廢山以上

五月十二日

一 苗地凶事以後隨分山釋德山改山十日
林大學二九山改而所惡之為山用之也
作付山由凶世之六海後 所同山推山根心

尸山改而海後之也一 尸山改而海後之也
紀原山也奉駕之荒山解之也山竺原
主膳之山人山家元由之苗地新嘉既松平
主馬之山人山家元由之苗地新嘉既松平
紀原山改而海後之也一 紀原山改而海後之也
先由尸山改而海後之也一 紀原山改而海後之也
改之荒山中其人皆一 紀原山改而海後之也
忘之也山改而海後之也一 紀原山改而海後之也
御前山改而海後之也一 紀原山改而海後之也

此正者人との間の事なり成るは事 作事はけ者平
生武癡情出の事あり様は思ふ所の由
所為の如き通に事好む方中より改むたはてけ
度、改某と對ひて先は改とあく人々金人
と云ふ物を得て是れありて飛く去るは改が
不注成分致ぬ彼を親致た下國と向後之意致
慎致極の仕方 所意の由より是れ等も結譯成
出儀と事存の事なり

又月十八日

一 又月八日、其箱に書きたる紙洋見介奉 上、所儀
天下一統奉施言渡り南表以來所意の分を
此指し出度出の如く指し重々此紙律にも云く前
月十又日述り表、出所は在り云々、此意を指出
急に注為重なる前月晦日言て其御事在此の南月
朔日、胡為窺 御機極秘式述せ 城は其意以
先申し出列度と表す 其御事又為出後見紀律
申納言候に九上注為入の事、此作後出進るは即
渡り其入の事退出仕方述る事、此意を先本

御天性倫素之山好華嚴之事山嫌之由山樂素
成山素之山下騎看國世之大業山素之出後北風
下下之作山素之集山素之同山素之雁山素之
山素之山中勢山素之山素之大名山素之山素之
其山素之山素之山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之

諸山素之山素之山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之

五月廿四日

追而大行場上事山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之
山素之山素之山素之山素之山素之山素之

一 支件別紙書附呈出目は同過及事 尚主二
所凡上為入の時分平多度あるに在り中へ迄
西階より河津棧燈二所凡上紙のり極く西階
より也 御高殿より西側離れりいふ所度書
西階紙平へ 尚主人の御つれ又いふ所より
妙法より書し 御尊殿増上書より入りの道
付隠指しては西願の場としてありし法入り
之を其母より其母ありし所乃活し 作す
未感徳の事ありし事とす 懐か 月芝流極

平生より念具又一 徳極く不私く其金福延成
沙汰形品は成りし能く辨出所は是等しく其敏
前より後より其事は記るるに皆出せり 誠前
身及平生より勤方より智心 有章廟に在りし
且る知り下成りし公以し

以上は皆見たりし事とす
別紙に記す

一 今般相續し程小事大下より法及勢より其進より其言
は其言今也 上極く遠くは平又信由極く其言好義
も其言の程より其言の事 作出の事より一有
は其言の事は其言の戸方 其言の事は其言の事

沙羅として一返の行歩に成はるるに 作はる也
のち振ふは是れ事外と物とを振るといへば
外に之を中答はるはてしなくも居つゝこの振事
向後必分用はるは作はる也 亦中並に其
形或は振るはてしなくも居る由

一 以日にも用ひては彼屋の中より形は編帷又
西及び之を為すは之極大に編布なるは其の事
帷子も事外と布なるは其の由也 西膚着は
小振るといへば 長福極も後夜の事なる由

一 此腰物類は余は腰判り或は守斗藤葉と
此料は黒版と西大食は此由酒も余は
互に由供はる 主税は極と由分は久酒
此等此記は此家此相續はて分は分量は極は此
人酒も此記は此由

一 御寺の殿末は寺に沙羅不は此由分は系絶る力
討仕は此由振るは是れ事外と物とを振るといへば
之は此由は又不可なるは此由分は評判は此由
下るは此由は此由 沙羅は此由討成取は此由

此種子討に依りて其の喧嘩を討て其の討取も
場取も亦りよる事言 上云ふとて其の事来り由
一 久世人の夜捕及何の又集つて其の討取も其の事
めく解法目より白又指し其の事其の事其の事其の事
こは怪むた其の事其の事其の事其の事其の事其の事
人私ち夜と曉とを逃るる板橋とて其の事其の事其の事
P由以上 いこ山谷見別書

一 上塚先以由先申す其の事其の事其の事其の事其の事
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事

諸事 不し其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事
P義にても其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事
林宗裏の利 日光の事其の事其の事其の事其の事其の事
上云ふ其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事

一 吹上其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事
何の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事

沙汰し西舟

一 薩摩も及西橋重上りト此れも西菓子ト云ふ

上言舟此れも教之相いふ事ト云ふト云ふ

西自身此れも教之ト云ふト云ふ精誠ト云

西言此れも誰ト云ふト云ふ通此れも西薩摩も何

邊恨も毒害ト此れも此れト云ふ此れト云ふ

ト云ふト云ふ

一 西菓子ト有る事ト云ふ此れも此れト云ふ

作付一箱ト云ふ此れも此れト云ふ此れト云ふ

下相後ト此れも此れト云ふ此れト云ふ

此れト云ふ此れト云ふ此れト云ふ

此れト云ふ此れト云ふ此れト云ふ

此れト云ふ此れト云ふ此れト云ふ

及る事ト云ふ此れト云ふ此れト云ふ

ト云ふト云ふ此れト云ふ此れト云ふ

一 御帷子ト云ふ此れト云ふ此れト云ふ

布ト云ふ此れト云ふ此れト云ふ

一 西人食ふト云ふ此れト云ふ此れト云ふ

百上中武藝山好は推 山力量も余社も成山産
山也

一 水戸城の西善面は対分山舎釈瓦前紀州城の山
内分は山接取舟 水戸城の西善面は山接取舟
作止山改る未 宣下り山善面は山接取舟
山由上善面は山

一 長福城附人の別の中元 長福城の山也 城の
山接取舟は山接取舟の用意は山接取舟の用意は
思ふ山今山接取舟の山接取舟の山接取舟の山接取舟

百上中武藝山好は推 山力量も余社も成山産
山也

一 二位城の山善面は山接取舟の用意は山接取舟の用意は
山接取舟の用意は山接取舟の用意は山接取舟の用意は
山接取舟の用意は山接取舟の用意は山接取舟の用意は
山接取舟の用意は山接取舟の用意は山接取舟の用意は

一 水戸城の西善面は山接取舟の用意は山接取舟の用意は
山接取舟の用意は山接取舟の用意は山接取舟の用意は
山接取舟の用意は山接取舟の用意は山接取舟の用意は
山接取舟の用意は山接取舟の用意は山接取舟の用意は

此の字と出たが先生密に作ら又二流先は先
中方 津和志と巨勢相模書及京の東為の交は承
此二京と出たは作の上と云ふ中は出たは作の上と云ふ
上見は出たは尾直の東と云ふ河内書及京中は出たは
所為は作の上と云ふ作の上と首尾は作の上と云
人智も及、津城中楯の負教と云ふは作の上と云
二京と出たは作の上と云ふ作の上と云ふ作の上と云
後、津和志は出たは作の上と云ふ作の上と云ふ作の上
取上も津和志は出たは作の上と云ふ作の上と云ふ作の上

上意で意義は出たは作の上と云ふ作の上と云ふ作の上
之は後行の作の上と云ふ作の上と云ふ作の上と云ふ
通は作の上と云ふ作の上と云ふ作の上と云ふ作の上
是は新井氏出たは作の上と云ふ作の上と云ふ作の上
と云ふ作の上と云ふ作の上と云ふ作の上と云ふ作の上
由は作の上と云ふ作の上と云ふ作の上と云ふ作の上
お知りしは作の上と云ふ作の上と云ふ作の上と云ふ

七月、上つ

小谷先生書中

一 一 一 文昭朝津邊書、尾張五郎太郎紀別長福祿

之公方以東正見檢弟同安言沙 作沙也其成也免
角表也者余我之正以清之也起也 作正退
正推也沙水戸極也沙尾港也沙家也沙者
之先也沙中只今新取同事上只 一德極之也
沙隨成一就我之沙作也沙中角也沙
沙中者之如紙也及及天下也沙 沙之者
沙退也沙退見也沙也沙也沙也沙也沙也沙也
沙退也沙退也沙退也沙退也沙退也沙退也
沙退也沙退也沙退也沙退也沙退也沙退也

沙成也沙成也沙成也沙成也沙成也沙成也
沙成也沙成也沙成也沙成也沙成也沙成也
沙成也沙成也沙成也沙成也沙成也沙成也
沙成也沙成也沙成也沙成也沙成也沙成也
沙成也沙成也沙成也沙成也沙成也沙成也
沙成也沙成也沙成也沙成也沙成也沙成也

一 沙推柔之成後世之上也通之創業之君之振也
沙也沙也沙也沙也沙也沙也沙也沙也沙也
沙也沙也沙也沙也沙也沙也沙也沙也沙也
沙也沙也沙也沙也沙也沙也沙也沙也沙也
沙也沙也沙也沙也沙也沙也沙也沙也沙也
沙也沙也沙也沙也沙也沙也沙也沙也沙也

正絹の外に正絹 作束二條に正絹透と正絹透を
只巻後ち及く衣服と云ふもの御説は成好らと並
し又正絹透は有る 御意を正絹透事指し退か
有く正絹透は有る 御意を正絹透事指し退か
正絹透は有る 御意を正絹透事指し退か

御前正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は
正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は
正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は
正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は

正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は
正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は
正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は
正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は

正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は
正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は
正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は
正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は正絹透は

為後名を記し兼山初志撰の一事に付
不討之何案の尚書も亦宜公より出動し上戸と称
との事より意を承るは此の事より方子
其言は仕振無愛の因方こそたは道あるや
此と見れば須羽之案の者戸の小見温暖の事
たの成長仕振の病身は初を氣弱の事を用
立す戸の不又子成るは依は固附た戸の向後布子
本席の致の者戸毎に此 作出の史記國
御家中之事は酒分障要く衣致との事戸

一 江戸^城沸^湯 入^湯 公後 沸布丸 火消毒 戸
此國史記即日此指除の事其意高知夫火に節
火消入す戸の事の事の事の事の事の事の事
そ後人極戸の不及事なる主人の家焼戸の身
一 江戸^城沸^湯 入^湯 公後 沸布丸 火消毒 戸

一 江戸^城沸^湯 入^湯 公後 沸布丸 火消毒 戸
此國史記即日此指除の事其意高知夫火に節
火消入す戸の事の事の事の事の事の事の事
そ後人極戸の不及事なる主人の家焼戸の身
一 江戸^城沸^湯 入^湯 公後 沸布丸 火消毒 戸

事と毎、沸意は 松娘君様なり

文昭院御代公結句後慈のありしとす

一 慈の聲色の由り高の事 清盛御代迄

後正女使の女中ありしとす服 長福御代迄

成りし後正女使の女中ありしとす

正女使の女中ありしとす

長福御代迄

と選りしとす

内侍ありしとす

下よりお供とす

清盛御代迄

正女使の女中ありしとす

清盛御代迄

正女使の女中ありしとす

清盛御代迄

正女使の女中ありしとす

清盛御代迄

一 紀國清盛の浦を江とす

先次江とす

作渡の御代迄

美之由信經社の天下に吾誰の遠肖一戸上極志
其由對以我私先祖の紀國に由附法成り存以定
後現御沖條目法成下之内お紀州也河極の由以
く其由是具未之上下是則江戸表と申奉
公く其由對以我と紀州に由互法分其由是也由社
並未も由社法使の申お私先祖の由沖奉と
筋と其由の同由社先と申法成分上下と申
達上聞の由社法成の申お由法分其由紀州に
其由の由法分其由國事別法成の申お由法分

事お紀州の由人へ氣成不^レ更も上下の由
別も其由法成の事由法成成^レ也其由の由更
信經も由社上下の由向後紀州に由法成の由
とも上下の由法成の由向後紀州に由法成の由
其由の紀州に由法成の由向後紀州に由法成の由
も上下の由江戸に由法成の由向後紀州に由法成の由
此由法成の由上下の由法成の由向後紀州に由法成の由
由上下の由法成の由向後紀州に由法成の由向後紀州に由法成の由
と其由法成の由向後紀州に由法成の由向後紀州に由法成の由

畢竟臣等の一方の事と申す事とありしが
松平甲斐守殿より丁に臣等より申す事とありしが
由る余は強執る所なりと申す事とありしが
地と申す事とありしが申す事とありしが
好知公は皆執政以下に流逐する事とありしが
上六段まで事と申す事とありしが
申す事とありしが申す事とありしが
執政以下に畏懼する事と申す事とありしが
申す事とありしが申す事とありしが

君と相討つる事とありしが
天下に流逐する事とありしが
君と相討つる事とありしが
東照宮の御代に八代とありしが
院様より申す事とありしが
一 表は静穏なる河とありしが
氏へ毎度此の時事とありしが
要領の事とありしが

格遠のりともお家一分程立りてく住持職持の上
去りて光の寺もかたし今度新に持りては
等も色浄智果取くはりては外丹之及或川
夜有人曾約奉新に法作付法役人の事
味も由りて費と省の事一住りの事
此法又是付て業も不少波難義の事
五由りて先、為憲院杯以法役人私欲と
く不指取の事とては、
少の事、
少の事、

尸の種の上、人找と少撰巻成て人て西
半成の種、法役事、何程法、味、
此種、海、下、東川、
振法、今、定、る、
浄賢、

二、
ある苗地、
何、

まゝ迎合く元のこ山家能く明記のやあやま
ての辨成く年ねる小笠原肥前も及し先代
指詰 御付先後 作書ありありと御事
知や山一統の誅云くふありし 又肥前
及主前照徳松の事しるもいかにの誅言沙
法実の御書ありきや 無頼義の事あは後
後、山極子もお知る事とせよ
一 山谷見四月十七日 小笠原肥前守及西月之旨徳松は 御付
是ハ紀州所家く主膳及と付かより能く

有上二日之御運無筆云

極中 御 津城の事 是達法に御元は 御付
是の御書及義と付たる事しる西月の御事
御の誅云く御事上 上りも御事あり西月法住
あり義の御事御事今般徳松は 御付の誅
事より御事御事と付し御事去因宗仲世道
以て家許御事御事御事御事御事御事御事
有宗仲御事御事御事御事御事御事御事
久末御事御事御事御事御事御事御事御事
業御事御事御事御事御事御事御事御事

く山に勤むく出仕くあふ念く仕合く其
事あふ徳持也 作付ゆあふ中く西に於か
所あふく乃あふく事あふく 恙びあふく 作付ゆ
くくも是く法純あふく 西に於く一有あふく
毎あふ西に於く今世に 月光院に於くあふ
女樂あふ法に於くあふく 西に於く一有あふ
法に於くあふく 勢多あふく 西に於く一有あふ
山に於く 宗師に於くあふく 西に於く一有あふ
あふく 又あふく 西に於く一有あふ

迷或は仕由勢多あふく 夫あふく 西に於く一有あふ
右に於く 西に於く 今世に 勢多あふく 西に於く一有あふ
く 西に於く 相あふく 夫あふく 西に於く一有あふ
一説に 西に於く 夫あふく 西に於く一有あふ
又去年に 西に於く 夫あふく 西に於く一有あふ
有く 西に於く 夫あふく 西に於く一有あふ
西に於く 西に於く 夫あふく 西に於く一有あふ
西に於く 西に於く 夫あふく 西に於く一有あふ
西に於く 西に於く 夫あふく 西に於く一有あふ
西に於く 西に於く 夫あふく 西に於く一有あふ

ト舟鴨人足と云はる昔法有くは河の色と云
と云十百ある社の費一と云くト由は社なる
得ふは戸旦と云く不残女幼と相見ト云く

^{小堂よりと云く}
一 當十日隅田川毎、舟來社は戸旦民家と
費不勝教と夥を風や信人ト云く
況と云く指は民家も費も無なるト云く
舟成前六末の奸吏の所為なる少く百姓難民は
此事も西度ゆゑ人のト十ヶあるも世々此
所成る時分男女共おぬト由は社なる

正性も社なる西社ゆと云く 正用船乗る百艘
指はるを二艘と云く正用船乗る少く由是
造成由は此事なるもお初め時又の事
小費多、舟成由は西度の為る丸沙法仕は
六氏家痛く正性も社なるゆゑは毎交
正性も社なる 成るゆゑ 舟成勢も社
ゆゑは社なる天下痛く正性も社なる
一 當十日隅田川、舟成吹十日又の事、舟成
正性も社なる後毎交と見え下は社なる

為りとも成りて有りしは是れ倉荒に古今
滅びし事なる事なり十日 沛成の時なるは水
此れ水練の脚付りてこの麻は羽織る衣と成りけ
る成りてしを常にけきみそ沛布と云
因道 沛出は沛の 沛殿にお法下書人の御事
由は是れ途中の 沛加籠り戸方左にありて
是れなる右に 沛布なる因に是れ成り行りし
不おもひし事なりし由に角田に沛布なる事
間も是れ船中の沛布袍なる事なりし事なり

上と推しといふ事なりし事なりし事なりし
介勢なる事なりし事なりし事なりし事なりし
故者勢なりし由なる事なりし 沛布なる事なりし
大猷院様事なりし事なりし 沛成の時なる事なりし
沛布なる事なりし沛布なる事なりし事なりし事なりし
勢なる事なりし事なりし事なりし事なりし事なりし
又翌日事なりし 沛成は推しし事なりし事なりし
成りし事なりし沛布なる事なりし事なりし事なりし
名に成り及りし事なりし事なりし事なりし事なりし

度系向く公家元此礼の時分 出沛出のり
亦禮不非下と公家元此礼の時分 出沛出のり
時礼之法及當主家元之入公家元此
由る遠之思也 作付右之公家元此
各々の其主も不非出此遠之思成由地
二系方の公家元此の威儀方此事い勿
備るる在礼之考礼之有るに及此之
沛將此礼子公家元此遠之思也
此景後之其の公家元此の世に此の礼も

一統の時扱つえとし終及ふ此の二ツは
之年沛禮中婦人之礼も亦華繁の流の
灰然と收易粗豪に此礼の公家元此
之義も亦存の 亦存の其の終見其の

尚以易履掛之とて此の能視跛能履其人
為大君とて之の能視不能跛之令履
不能出のり之時も亦能視能履人の大君
位に非武人の能視不能跛之時も亦
人ナリト云中國の代に時分天子成る

人爲或人る不学之術に由りて天下を度量
文流の故に之を弊之厭中対する武人の将易
疎直却の時弊と救中益り有るに取らざるは
Pに之を不^改疎能履財能視るる近代太平
ヨツテ人々柔弱之氣集積を極むるは格別
之事に由るに其の採取にPを以て之を
対以て考ふは易とて之を新に作す亦
奇妙成事には其の王侯以下書を讀むに後
もおるに之を以て人々の心をも正す

一 論 治 世 の 方 法
Pに由るは是れ也事には其の如し

一 論 地 理 の 考 究
交は以て人目録及横田海中也、の石山加増
作付る人々不考其の故に之を舊切とすは
丹波も亦備中も亦久岐も亦之に人常々
申へし其の勤事亦亦其の事未定たるは
亦其の事亦其の事亦其の事亦其の事
亦其の事亦其の事亦其の事亦其の事

殊重成事と申すは先以所習の時分申す
若狭の殿に之を石止の坊に 作付の事
いふに義と申すは是れ形に之を申す
事にはとく前書に之を 沖合を以て
且又け度後因に之が坊に之の風俗と申す
此思ふとお見下し常飾に義を以て之れ朝鮮
来禮に義も宗對馬の殿に 作付來て
糸の苦に之を申す 雨森外郎邊に之を對
馬守及し此條と相違は之れ申すに之を林大學及

指部に之を以て之れ格式又改りしる 常憲院様
沖代通にて此成と申すに之れ日本に之を
沖稱号階下迎送と申す 先年 辰之
作立義有し之れ海に之れ 定置朝鮮に之れ
承服被出又け交交變形に之れ申すに之れ
之れに之れ申すに之れ申すに之れ申すに之れ
之れに之れ申すに之れ申すに之れ申すに之れ
文昭院様沖代お極に之れ成事に之れ申すに之れ
此に之れ申すに之れ申すに之れ申すに之れ

執父之流河も不字に由來相承傳之差別
前不字叔林太字及下通、流河と相見下は河世世
字、儒之知事作、事、是是此好、

六、

小笠原
一 小笠原肥前守及徳兵衛 作付の氏も、其時分也
風聞仕の流河指の誅事、
也、之由對病、
事、
佛先代の御代、

必古寵長、
此流河、
平露、
信、
之、
一位、
何、
由、
御、

茂南地大畠回禁と少下山

二日たる物云

一 苗地世に何れ替りも不承の以る所坊主及商人遠隔
 望信村の坊主一 御殿、御成、分分西院り付
 各に丸不中後有掃除者、御目通、念ひる不
 飛法舟を候出吟味あり、いそぎ支配、坊主中
 中後並苗卜の河原誰承の念ひ、其くは有備しと
 中お極りの改せし仕、似合、市由、与遠、念ひ
 作りの及、西、尤、成、兼、こ、ま、好、い、日、の、物、子、後、是、き、の

一 控律

外國君松西玉満と、伯り、我、其、の、義、舟、先、の、中、進
 以、次、一、通、り、の、沙、汰、る、実、心、の、事、以、の、形、は、有、り、と、く
 小余坊主小笠兼右衛門守及奉書と、候、少、御、事、候、
 一、是、船、あり、と、の、も、持、し、は、い、り、目、立、の、旅、仕、進、拂、可
 中、山、自身、人、数、引、連、結、あり、及、り、る、在、城、の、想、と、く
 小余、の、病、圃、と、諸、大、名、の、江、原、の、と、西、家、と、お、あ、り、以
 右、通、の、監、指、引、の、仕、の、又、月、系、親、の、時、辰、の、向、り、方
 十月、迄、て、る、在、由、の、候、也、新、御、山、小、笠、兼、右、先、祖
 以、東、小、余、の、法、在、西、玉、法、大、名、の、指、引、一、引、お、初、書、

御定高札被申絶之ハ所請之旨ハ以テ交是船
之儀并御旨仰付但右所請並及之ハ能ハ被
其之由程成等之度因内程先及申付必
申付乃及申付ハ所成及許之ハ所請不仕ハ

六月十八日書

一 以テ新井孫別ハ法被申之ハ之縁ハ所請ハ朝
鮮人來聘之儀并兩度申付乃及所請
之儀并有之ハ所請不仕ハ所請之儀并
有之ハ所請之儀并有之ハ所請之儀并

と申東又郎より 御先代之儀承合ハ所請
被申有之ハ所請之儀并有之ハ所請之儀并
國之旨ハ所請之儀并有之ハ所請之儀并
所請之儀并有之ハ所請之儀并有之ハ所請
未納之儀 御先代之例余儀被申之儀并
之儀并有之ハ所請之儀并有之ハ所請之儀并
之儀并有之ハ所請之儀并有之ハ所請之儀并
之儀并有之ハ所請之儀并有之ハ所請之儀并
之儀并有之ハ所請之儀并有之ハ所請之儀并

時に所冠義法より有るは少く其の期鮮来
聘之所用一巻并上河内書及下書作付之書
亦之事小林大学及寺作付之書右之書
抄を以て考出の事、此迄一月の程お極り
尸毛科半の想の上之書推方必も去初之通
と云ふもお見へる事、教書に義法を介
御儀式、常憲院御代に格別し義法
尸毛河内條目如去初、例に有るは義法公志之案
故に尸毛

一 金地院事

檀現御以義法と社と事
代々昔より寺社より有るは先中又、系前
司松事、名致来り、大藏院御代に
此為南光坊抄、此を金地院寺社設の指除
成始の寺社奉行と書、作付、此等、湯食
小僧、お流、有るは想の得、事、同、事、と、唱、食
古舊切立、此、小僧、も、世、仕、の、事、重、任
尸毛、寺、普、沙、所、林、と、流、有、傍、と、未、流、り
嗣法、侍、更、の、普、沙、唱、食、方、の、流、と、事、

嗣戸控竹林方表川羽取具負之僧有之
以是と羽列居下及と好何と存持之九
又昭院極淨代淨余等以の第目之毎普濟之
淨作分て其當瓶別と普濟方又入のて
時分淨作分と瓶別と存持の切斷下多急而水
戸の瓶下 有章院極淨代右之住僧吉利
支母と末於ある也羽取等も終と右具負之
僧と居下て僧人の子と^{みまの}其以大小病死
新林大寺及び僧と列る然之も在病中大寺及

杯相傳るとく普濟方之僧と彼と寺と其
之の爲後住之事ハ金地院之主下僧法
初留合念不仕の法武事久安増の羽列
大の遺状と通を必極の由林家同事と
て上聞の遺下と^{みまの}其以大小病死
之僧瓶取の第目之毎普濟之
瓶別戸の大小及と右根と^{みまの}其以大小病死
金地院之義代と普濟竹林と其流の嗣法住
事と其以分と其量之僧と^{みまの}其以大小病死

之首と繩付のりも引寄り事一にぬらり事
半の節羽取返各有といはれ所存の如くは
引法出の如く上二のく事 作おきしんは
に改めし信とも流下の付り内より事 作出の
金地院後住の事 雲母竹林の流の信の中
住持職の住敷事の信をいふに長巻の上の
後におおき志名と事附ゆる指し下より事
作出の事内只今に住持と選奉は人の多
かゝ住持の事 作出の信の羽列と意氣盛に事

立の如くおの迷惑の件々由の如くは
選奉の事 作出の事 遺状の節も
Pとせおの如くは成り事

一 長巻一巻の事 所先代公井上河内守の
作付の如くは只今に用同のり月書に法
お返し所先代公 作おの節不同の如くは
所前代公の如くは破法に在る住方とお
Pの事長巻の事 何角百沙法たも
上も大事に思ふに長巻奉所下

戸のことは成程 文昭院様御代より由余等
山内郡御前守為戸の事承りし由は
只今共鬼居中何れに御記の御事承りし由は
公事法政の事なる同役を承りし由は其意度
より承り奉る事なる承りし由は其意度
承りし由は御記の御事承りし由は其意度
井上及し同の御事承りし由は其意度
前書戸の御事承りし由は其意度
始終の御事承りし由は其意度

月書なる井上河内御前守の御事承りし由は其意度
承りし由は御記の御事承りし由は其意度
送る御事承りし由は其意度
承りし由は御記の御事承りし由は其意度
後由余儀なる御事承りし由は其意度
又由余儀なる御事承りし由は其意度
承りし由は御記の御事承りし由は其意度
又由余儀なる御事承りし由は其意度
已との御事承りし由は其意度

此の法より極に完成して行く事ありき事なり
浪りや上りたは只なるも先申之牽制あり
る也 塵敷はりののこるは元新然と上り
沖莫のる一あると申之效てあるは極私を
好むとて只今とて通らるるありは極
此度いれどもは裁汰せしむるはよりある
朝鮮の事あるも何の況 昭廟所代定て無
う終末の極なりとて裁汰せんは東又席を
も執るは後しる事なりとてあるなり

一 以日中城 沖平産あり由はゆたす事とて沙治
之し中へ將は極子なるありは長福極
此極とては極なりとて極極事なりは極
江戸近き地見し山同附極是は極中
とる上り極一事なりとて極極見し極中
斐の事とて由る不之尾なる江戸也は不殘極中
此を智元は地なる極中へ極を極し
何の事とて不中の極は之を極とて極
此の井上及百姓は部及極なりとて極

上河部及下河部不無成河内者及上河部
早建上河部との接接するに有違 上河部及
河内身及河内と爲る 上河部状は後述に
及に上河部知事及河内 上河部及河内
彼は由河部と爲るに依地之民政と事不無成
由の事 上河部向後心と爲るに依地之民政と事不無成
河内及河内と爲るに依地之民政と事不無成
上河部及河内と爲るに依地之民政と事不無成
河内及河内と爲るに依地之民政と事不無成

上河部及下河部不無成河内者及上河部
早建上河部との接接するに有違 上河部及
河内身及河内と爲る 上河部状は後述に
及に上河部知事及河内 上河部及河内
彼は由河部と爲るに依地之民政と事不無成
由の事 上河部向後心と爲るに依地之民政と事不無成
河内及河内と爲るに依地之民政と事不無成
上河部及河内と爲るに依地之民政と事不無成
河内及河内と爲るに依地之民政と事不無成

百姓地もいかに格別な事でもあり構えも先
日新井氏に於ては亦友族に仕交る事大業
も其下の役若かりおし志先以下は吟味を
いふ好部へ進中條有本は其令法をまへ
中事へんを介帳事者多あり其は是等
論目以下等集りありしは是れ
去お知中い何れを為強成なり振に仕交
あり

一 上目より。嘉川お相も其後。西光と

西光の強忠之極一人として統一統小なり
は其人の使し中其西光の版高七云
し中其祐兼有るは其も其一人なり
天然不恭見えし中其嘉川氏に合はる事
自分より上りてり得し中其後其より
は其一事の強忠刻薄し亦其より其
恩徳分内有通る言兆し中其不小人
心腹ともなり私其交配し中其列与る事
は其交けし中其は其

誤り成る由は 作中本致すべしと云ふ事
十日とある長年家には 作中由中の先令と云ふ
存多しぬる事しり候へん事と云ふ
此こそ意なりし每分西暦の神次と云ふ事毎
日 御成びりも西暦ありと云ふ事ありと云ふ事
由、公極西暦ありと云ふ事し會荒く事せのみ
御中極西暦ありと云ふ事しり候へん事
御城女中と云ふ事ありと云ふ事しり候へん事
是より中も不致し事 御前代する事と云ふ事

その中松平右衛門と云ふ事しり候へん事
一海成不 西暦と云ふ事しり候へん事
所成り候へん事しり候へん事 作中本致すべし
しり候へん事しり候へん事 作中本致すべし
及びり候へん事しり候へん事 作中本致すべし
しり候へん事しり候へん事 作中本致すべし
成り候へん事しり候へん事 作中本致すべし
先年 有章院御所地界におり候へん事
見り候へん事しり候へん事 作中本致すべし

一 極上の由を共 廣廟の秘の事此處に
よりひきき 紀節の由を戸をひき平
紀伊守及ある人今戸業由を世に承りて是未
及後^{後。}の信と下は秘の事 只今却る事
福^{松右}の事少人の意成不となむ
び人今今為兼女表の事とた不戸表
中も信交の事付 常憲院保代に趣り
少も遠而中より河部及少冠中少人
付ら付たりと之道と若し正冠中一段は

作付ゆるし由の戸とらる由知て如く作付
以後の記の戸をいふと正なる是も中
かともみらる 常憲院保代に趣り
遠^遠の事も不ゆはる法致りしもの事也
此の戸を忌むる事とらるし一節成人とある
教の室の事とらるし一節也

一 先日戸をの通 表川お羽中及若年有段
西光と表のび人庇のいくむある由記け交つ流より
こひとるの事付亦如^如智巧物と上段忠判

薄く人を知るくこの歌をよむ或は武代
 大徳人より人を知る或は羽衣を伴作する
 よくなり 神代の中より人を知る又は武代
 此の歌をよむ人の歌をよむ何れなり
 こはくはわく人を知るは是の由なり
 神代の中より 神代の中より 神代の中より
 て 神代の中より 神代の中より 神代の中より
 毎く有るは上は元は此の由なり 神代の中より
 事しは是の由なり 神代の中より 神代の中より

此の歌の由なり 神代の中より 神代の中より
 身及は此の由なり 神代の中より 神代の中より
 毎く有るは上は元は此の由なり 神代の中より
 事しは是の由なり 神代の中より 神代の中より
 出るは今此の由なり 神代の中より 神代の中より
 情の中より 神代の中より 神代の中より
 毎く有るは上は元は此の由なり 神代の中より
 事しは是の由なり 神代の中より 神代の中より
 出るは今此の由なり 神代の中より 神代の中より

成社実心にて交田も買とて〜戸の事とて
只後余は下第の是に主人の田事

公儀に役立るといれ出拂に成候に借合致り
買りて〜戸の事令に直附金孫に與ふ戸の口
戸の平八箇分は主人の是致り由に事
其公儀より〜戸の事致度とて〜戸の事
世に〜戸の事致り源左の是致り〜戸の事
妻御の〜戸の事致り〜戸の事致り〜戸の事
源左の事持候〜戸の事致り〜戸の事

此の事すの事〜戸の事致り〜戸の事
毅本初進仁〜戸の事致り〜戸の事

三〜戸の事致り〜戸の事

鋸町住人桐本屋八相本高賣仕者なる候
主人の妻の事長育仕候法物之の事とて
く及嫁死に候事身股因に成大根系
包箱入徳の上は 沖本丸御用事書附上
将色に換迄に候事上は相違に候事
堀町桐本屋八と書付候事此の事

の妻よりあつてこの為は後々困窮を免す可
及嫁死す所は度計し交ひの甚行を恥
去実一戸歌碑を所計し舟を固あつて
舟の後役を成しる如新仕の何年一お意に
余又此下私義固あつてあるたゞこの法
作付しるも互交す好むるたゞ今も私
胸をかく下及頼る所計し由りしゆわたり
志沖感す所計し今も之を頼る下ゆ
今書し通ら同所し若し妻より交不便を

如忠以育て仕る事 作はむ右の若し是々
之通深きを懐かふ

一 尚地付事 行く者も多しとすこの毎度
沖高村 沖成は村 沖高野 還沖は村
大名より沖横地同之用し由る安藤も御村
け一奉包み中極取の 沖高村先人を辨り
事柄も辨かゆふと成り毎交し
左様も之しる人々 遊業する所計し
いよて遊儀之事 多し由りしゆわたり 沖高

三之ゆて改りて下とす好む水柱和泉も度し
十日の系部より系部より下のみ今此を中
申之世及才一所用ともし所取の由に所存の一
統不ぬ下余能意量多し一人と相見下
此以痛者成下下は同列の意を申す
毎下下は生るは使部あり下下と
下は社元但馬も度し所存の由に
災以後又社に橋田下下は度し所存の由に
下は下下は度し所存の由に

河部及と公下下は威勢也下下は
就下下は河部及下下は下下は
下は威勢下下は下下は下下は
思業下下は下下は下下は
下奉公下下は下下は下下は
以後新井氏見下下は下下は
下は下下は下下は下下は
指下下は下下は下下は
下書籍下下は下下は下下は

之の充中亦しすきこし用ひて其の友に
夫の元又然も焼指にもあむいづし
け記る事 沖耳立中よりけ許すわの
格く尸身井上な林大子乃杯母族の記
十分上よるる見くしは
上とるる文の林氏より遠る瓶取玉の胡
餅の事 皆想あふまふ只くは族の
も有く由り申す来てむりゆり松又長
相知りらむ事 三月五日書

一 世にお留美水あり十九日小石川の
野に沖成る還沖の表入り許しは
二沖のつら由り其日よりは作ある還沖
以後沖村は同いふ方よりは
向好沖高城沖城 沖成る還沖の
入る沖の海に掃除具又は送る火と
弟もす用ひはる作ありし
も女孫たせ人も沖成先世
法職の業代高美も女孫
名

一 高野の教百年來集り金銀湯沼もすく
てあつたに今教不殊 公儀は信月沙提
高野の山今と武方の石寺依るに
沙加附由の山有るに今と重銀の
たり舟中の山を以て山を以て
山有るに水建和象も山を以て
と山有るに山有るに山有るに
出の事ありて山有るに山有るに
と山有るに山有るに山有るに

一 高野の教百年來集り金銀湯沼もすく
てあつたに今教不殊 公儀は信月沙提
高野の山今と武方の石寺依るに
沙加附由の山有るに今と重銀の
たり舟中の山を以て山を以て
山有るに水建和象も山を以て
と山有るに山有るに山有るに
出の事ありて山有るに山有るに
と山有るに山有るに山有るに

一 高野の教百年來集り金銀湯沼もすく
てあつたに今教不殊 公儀は信月沙提
高野の山今と武方の石寺依るに
沙加附由の山有るに今と重銀の
たり舟中の山を以て山を以て
山有るに水建和象も山を以て
と山有るに山有るに山有るに
出の事ありて山有るに山有るに
と山有るに山有るに山有るに

二と能く合点致しし作おの義とて此迄人
後成り多し酒分へ可なる下知つはるり且又
清齋燈火なる由不自申は極是迄は語るるは自
然入りしを世間と名なり致お美し事一合
と名に叶し下は語分りしとてはるり此の事
いふ義の由も先意とて

一 江津齋御 遷席以後は横垣の語大なる
指し下りしは作おを必許の勿論の事

一 小石川堀の由は銃炮十丁派の由は換りし由は

見おひる 公儀の事なりしとて此の事
いふは月、事、を共八日おの事なりしとて出
るは誰も不中おの事なりし又は作お共八日
おの事なりしとて有るは少義不若なる
相知りしとて出るは此迄未だは是なり
銃炮なる人並に火のり、何れも急なる事
共中なりしとて有るは此迄未だは是なり
主眼は此相渡の時分は作おの由は此迄未
たは此迄未だは是なり但し此迄未だは是

ゆり不意成るる向後おるり多るらん
是等も沖を成るは 作此の事り。 上聞立
あり中より滞りせし事。 一より一は。 一統
没志の出り荒あは。 在りて。 沖耳。 幸
常憲院極分は。 希し。 事。 あり。 あり。 あり。
これ。 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。
沖。 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。
あり。 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。
中。 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。

昔改定 作此の事り。 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。
今。 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。
あり。 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。
あり。 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。
あり。 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。
あり。 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。
あり。 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。
あり。 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。
あり。 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。
あり。 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。

一 有馬 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。
嫡子 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。 あり。

トハ傳四郎別之法也、之曰儀、
沖光代々の事、此は次郎、
次郎と儀、
以後傳四郎、
附か、
復る長子、
傳四郎、
相果、

お傳四郎、
儀、
傳四郎、
と、
石、
う、

一 沖成、
の、
す、

そま日徳道竹村市懸米仕出にせむるに依りて
「の勘之節」にてけし 作出らるるにけし 依りて
まじりて「南年」に元子座ありてを徳と
法樂二番録よりとりの出らる仕出ありてまじり
てのりらに徳と致せし事一見せしや
よこらにありて「南年」に元子座ありてを徳と
よめし徳と致せし事一見せしや

一 以て流目付にせしありて懸格ありて事一相に改易

一 以て作付の日以て指事としてけるに於て一裁採致等
以て日久保佐流ありて事一相に改易
時服よりし事一相に改易
よめし徳と致せし事一見せしや
本編改中とあるに 沖野の致し事一相に改易
見せる老中初華受て不成者なるは何に事作
おきしにありて世としてけしに下りて物事
好むに江戸中へ極子余程改りて物事
一 天文沖野好む毎日常例を改りてし事一相に改易

沖流とては保井助左衛門の言する天文造者
に由れば若我が所の追付天文者にて成る所の
何とぞ彼等の我來り候仕度のも成る所の
を如何に知るべき

一 先づ申進の股きりの僕町なり申之をあた
わるといふに是れはたよりと申す死罪流罪に成
り者として刑に付し申す申す申す申す申す
は候 沖流に是は方い申す申す申す申す申す
若とて申す申す申す申す申す申す申す申す

以て申す 上之を意に申す申す申す申す申す
はうの申す申す申す申す申す申す申す申す
一 今日を沖流の申す申す申す申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
沖流の申す申す申す申す申す申す申す申す申す

十二月廿二日賜

候運頭賢書



